

規制のあらまし

① 法の目的

騒音規制法では、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

振動規制法では、「工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行い、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資する」ことを目的としています。

② 法の概要

出雲市では、騒音規制法に基づく地域指定（昭和47年8月10日から）、振動規制法に基づく地域指定（昭和53年11月1日から）が行われています。地方分権の推進を図るための関係法律の施行（平成12年4月1日施行）に伴う騒音規制法、振動規制法の改正により、騒音、振動の規制事務は市町村の自治事務となりました。

県知事が指定する地域「**指定地域**」内において、工場または事業場における著しい騒音・振動を発生する施設「**特定施設**」、及び著しい騒音・振動を発生する建設工事作業「**特定建設作業**」について、県知事が定める騒音・振動に係る許容限度（規制基準）を守らねばなりません。

出雲市の指定地域内において、特定施設及び特定建設作業を実施しようとする場合には、各種法令に基づき所定の様式により届出が必要です。

また命令違反その他義務違反に対しては、懲役、罰金または過料の罰則規定があります。